

国家インテリジェンス法

2017年6月27日第12期全国人民代表大会常務委員会第28回会議採択
同日国家主席令第69号により公布 同月28日施行

目次

- 第1章 総則
- 第2章 国家インテリジェンス業務機構の職権
- 第3章 国家インテリジェンス業務保障
- 第4章 法律責任
- 第5章 附則

第1章 総則

- 第1条 国家インテリジェンス業務を強化し、及び保障し、かつ、国の安全及び利益を維持・保護するため、憲法に基づきこの法律を制定する。
- 第2条 国家インテリジェンス業務については、総体的国家安全観を堅持し、国の重大な政策決定のためにインテリジェンス参考を提供し、国の安全に危害を及ぼすリスクを防御し、及び解消するためにインテリジェンス・サポートを提供し、国の政権、主権、統一及び領土の完全性、人民の福祉、経済的社会的持続可能発展並びに国のその他の重大な利益を維持・保護する。
- 第3条 国は、集中して統一し、分業して協同し、科学的かつ高効率である国家インテリジェンス体制を確立して健全化する。
 - 2 中央国家安全指導機構は、国家インテリジェンス業務について統一的指導を実行し、国家インテリジェンス業務の方針・政策を制定し、国家インテリジェンス業務の全体的発展を規画し、国家インテリジェンス業務調整メカニズムを確立して健全化し、各領域の国家インテリジェンス業務の調整を統一して計画・手配し、国家インテリジェンス業務における重大事項を検討して決定する。
 - 3 中央軍事委員会は、軍隊のインテリジェンス業務を統一して指導し、及び組織する。
- 第4条 国家インテリジェンス業務については、公開業務と秘密業務との結合、専門業務と大衆路線との結合並びに分業責任負担と協同・連携との結合の原則を堅持する。
- 第5条 国家安全機関及び公安機関のインテリジェンス機構並びに軍隊のインテリジェンス機構（以下「国家インテリジェンス業務機構」と総称する。）は、職責分担に従い、相互に連携し、インテリジェンス業務を適切に行い、インテリジェンス行動を展開する。
 - 2 各関係国家機関は、各自の職能及び任務分担に基づき、国家インテリジェンス業務機構と密接に連携しなければならない。

第6条 国家インテリジェンス業務機構及びその業務人員は、国及び人民に忠実であり、憲法及び法律を遵守し、職務に忠実であり、規律が厳正であり、清廉潔白であり、無私で貢献し、国の安全及び利益を断固として維持・保護しなければならない。

第7条 いずれの組織及び公民も、法により国家インテリジェンス業務を支持し、それに協力し、及びそれにつき連携し、知り得た国家インテリジェンス業務秘密を保持しなければならない。

2 国は、国家インテリジェンス業務を支持し、それに協力し、及びそれにつき連携する個人及び組織に対し保護を与える。

第8条 国家インテリジェンス業務については、法により行い、人権を尊重し、及び保障し、個人及び組織の適法な権益を維持・保護しなければならない。

第9条 国は、国家インテリジェンス業務において重大な貢献をした個人及び組織に対し表彰及び報奨を与える。

第2章 国家インテリジェンス業務機構の職権

第10条 国家インテリジェンス業務機構は、業務上の必要に基づき、法により必要な方式、手段及びルートを使用し、国内外においてインテリジェンス業務を展開する。

第11条 国家インテリジェンス業務機構は、法により国外の機構、組織若しくは個人が実施し、若しくは他人を指図し、若しくは他人に資金援助して実施させ、又は国内外の機構、組織若しくは個人が結託して実施する中華人民共和国の国の安全及び利益に危害を及ぼす行為の関連インテリジェンスを収集し、及び処理し、上記行為を防御し、差し止め、及び懲罰するためにインテリジェンス根拠又は参考を提供しなければならない。

第12条 国家インテリジェンス業務機構は、国の関係規定に従い、関係する個人及び組織と合作関係を確立し、関連業務の展開を委託することができる。

第13条 国家インテリジェンス業務機構は、国の関係規定に従い、対外交流及び合作を展開することができる。

第14条 国家インテリジェンス業務機構は、法によりインテリジェンス業務を展開する場合には、関係する機関、組織及び公民に対し必要な支持、協力及び連携を提供するよう要求することができる。

第15条 国家インテリジェンス業務機構は、業務上の必要に基づき、国の関係規定に従い、厳格な承認手続を経て、技術偵察措置及び身分保護措置を講ずることができる。

第16条 国家インテリジェンス業務機構の業務人員は、法により任務を執行する際に、国の関係規定に従い、承認を経て、相応する証書を提示する場合には、立ち入りが制限される関係する区域又は場所に立ち入ることができ、関係する機関、組織及び個人に対し関係状況を聴取し、若しくは質問することができ、かつ、関係する档案、資料又は物品を調査・閲覧し、又は取り調べることができる。

第17条 国家インテリジェンス業務機構の業務人員は、緊急任務を執行する必要により、相応する証書の提示を経て、通行上の便宜を享受することができる。

2 国家インテリジェンス業務機構の業務人員は、業務上の必要に基づき、国の関係規定に従い、関係する機関、組織及び個人の交通手段、通信手段、敷地及び建築物を優先的に使用し、又は法により収用することができ、必要のある場合には、関連業務場所及び設備又は施設を設置することができ、任務が完了した後に、遅滞なく

返還し、又は原状を回復し、かつ、規定により相応する費用を支払わなければならない。損害をもたらした場合には、補償しなければならない。

第 18 条 国家インテリジェンス業務機構は、業務上の必要に基づき、国の関係規定に従い、税関及び出入国・国境警備検査等の機関に対し検査免除等の便宜を提供するよう要請することができる。

第 19 条 国家インテリジェンス業務機構及びその業務人員は、厳格に法により事務を取り扱わなければならない、職権を超え、又は職権を濫用してはならず、公民及び組織の適法な権益を侵害してはならず、職務上の便宜を利用して自己又は他人のために私利の取得を図ってはならず、かつ、国家秘密、商業秘密及び個人情報等を漏洩してはならない。

第 3 章 国家インテリジェンス業務保障

第 20 条 国家インテリジェンス業務機構及びその業務人員は、法によりインテリジェンス業務を展開する場合には、法律による保護を受ける。

第 21 条 国は、国家インテリジェンス業務機構の建設を強化し、その機構の設置、人員、編制、経費及び資産について特殊管理を実行し、特殊保障を与える。

2 国は、インテリジェンス業務の必要に適應する人員の採用、選定異動、考査、養成・訓練、待遇及び退出等の管理制度を確立する。

第 22 条 国家インテリジェンス業務機構は、インテリジェンス業務の必要に適應し、インテリジェンス業務を展開する能力を高めなければならない。

2 国家インテリジェンス業務機構は、科学的技術手段を運用し、インテリジェンス情報（編注：原語は、「情報情報」である。）に対する鑑別、ふるい分け、総合及び検討・判定・分析水準を高めなければならない。

第 23 条 国家インテリジェンス業務機構の業務人員が任務の執行により、又は国家インテリジェンス業務機構と合作関係を確立した人員が国家インテリジェンス業務への協力により、その本人又は近親者の人身の安全が脅威を受けた場合には、国の関係部門は、必要な措置を講じ、これを保護し、又は救出しなければならない。

第 24 条 国家インテリジェンス業務のために貢献をし、かつ、安定配置を必要とする人員については、国は、適切な安定配置を与える。

2 公安、民政、財政、衛生、教育並びに人的資源及び社会保障等の関係部門並びに国有企業・事業単位は、国家インテリジェンス業務機構が安定配置業務を適切に行うのに協力しなければならない。

第 25 条 国家インテリジェンス業務の展開又は国家インテリジェンス業務に係る支持、協力及び連携により負傷して障害が残り、又は犠牲となり、若しくは死亡した人員については、国の関係規定に従い相応する慰問救済優遇を与える。

2 個人及び組織が国家インテリジェンス業務に係る支持、協力及び連携により財産損害を招いた場合には、国の関係規定に従い補償を与える。

第 26 条 国家インテリジェンス業務機構は、厳格な監督及び安全審査制度を確立して健全化し、その業務人員が法律及び規律を遵守する等の状況について監督を行い、かつ、法により必要な措置を講じ、定期又は不定期に安全審査を行わなければならない。

第 27 条 いずれの個人及び組織も、国家インテリジェンス業務機構及びその業務人員の職権を超え、職権を濫用し、及び法律・規律に違反するその他の行為について、告発し、又は告訴する権利を有する。告発又は告訴を受理した関係機関は、遅滞なく調査・処理し、かつ、調査・処理結果を告発人又は告訴人に告知しなければならない。

ない。

- 2 法により国家インテリジェンス業務機構及びその業務人員を告発し、又は告訴した個人及び組織については、いずれの個人及び組織も、抑圧し、及び打撃を加えて報復してはならない。
- 3 国家インテリジェンス業務機構は、個人及び組織が告発し、告訴し、又は状況を報告するために便利なルートを提供し、かつ、告発人又は告訴人のために秘密を保持しなければならない。

第4章 法律責任

第28条 この法律の規定に違反し、国家インテリジェンス業務機構及びその業務人員が法によりインテリジェンス業務を展開するのを妨害した場合には、国家インテリジェンス業務機構が関連する単位に対し処分を科すよう建議し、又は国家安全機関若しくは公安機関が警告若しくは15日以下の拘留を科する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第29条 国家インテリジェンス業務と関係する国家秘密を漏洩した場合には、国家インテリジェンス業務機構が関連する単位に対し処分を科すよう建議し、又は国家安全機関若しくは公安機関が警告若しくは15日以下の拘留を科する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第30条 国家インテリジェンス業務機構の業務人員その他の関連人員であると偽り、人目を引き付けてかたりをし、欺罔し、又は恐喝・ゆすりをする等の行為を実施した場合には、「治安管理处罰法」の規定により処罰する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第31条 国家インテリジェンス業務機構及びその業務人員が職権を超え、若しくは職権を濫用し、公民及び組織の適法な権益を侵害し、職務上の便宜を利用して自己若しくは他人のために私利の取得を図り、又は国家秘密、商業秘密及び個人情報等を漏洩する等の法律・規律に違反する行為をした場合には、法により処分を科する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第5章 附則

第32条 この法律は、2017年6月28日からこれを施行する。

(中文法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：広瀬元康 事務局長：森啓太)